

産学連携ものづくり事業化サポート補助金交付要綱

（通則）

第1条 産学連携ものづくり事業化サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、産学連携の研究開発等により生まれた新製品・新サービスの事業化に対し支援を行うことで、産学連携への参入を促し、本市産業の競争力及び成長性を高めることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する者をいう。

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 法人にあっては市内に主たる事業所を有するものであり、個人にあっては市内に住民票を有し、かつ、市内で事業を営んでいるものであること。
- (2) 主たる業種が製造業であること。
- (3) 日本国内の大学、高等専門学校又は国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同研究又は技術コンサルティングに取り組ん

でいる、又は取り組んでいたこと。

(4) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けていないこと。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（補助金の交付）

第5条 市長は、第2条の目的を達成するため、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費であって、別表第1に定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業の内容、補助の限度額、補助率及び補助期間は別表第2に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、産学連携ものづくり事業化サポート補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 共同研究契約書又は技術コンサルティング契約書の写し

(4) 見積書の写し（機械装置費分に限る。）

- (5) 住民票の写し（個人の場合）
- (6) 登記事項証明書（法人の場合）
- (7) 市税の全税目に係る納税証明書
- (8) 申請企業の直近３期分の決算報告書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により交付申請書が提出されたときは、申請の内容が第２条に規定する目的に適合し、かつ、補助対象事業の内容が適正であって妥当であるかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第７条 交付決定事業者は、補助対象事業の計画を変更しようとするときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金計画変更承認申請書（様式第３号）に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、その変更の内容を審査し、適当と認めたときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金計画変更承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。この場合において市長は、必要に応じ

条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（中止又は廃止）

第 8 条 交付決定事業者は、交付決定後の事情の変化により、当該者が実施する補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）に当該中止し、又は廃止しようとすることを証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、産学連携ものづくり事業化サポート補助金実績報告書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績概要書

(2) 収支決算書

(3) 請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、交付決定事業者から前条に規定する実績報告書が提出された場合、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は交付決定の額のいずれか低い額とするものとする。

- 3 市長は、補助金の額を確定したときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金額確定通知書（様式第7号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、産学連携ものづくり事業化サポート補助金交付請求書（様式第8号）を市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

- 第12条 交付決定事業者は、補助対象経費により取得した固定資産を、取得後10年を経過する日までの間は、除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りではない。交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 交付決定事業者は、固定資産を他の者に貸し付け又は譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第13条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取

り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) この要綱の規定に反したとき。
- (5) 補助事業の目的に反したとき。
- (6) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第 14 条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和 25 年福井市条例第 39 号）の例により、延滞金を納付しなければならない。

(事業状況の報告)

第 15 条 市長は、交付決定事業者に対し必要に応じ、補助対象事業の補助期間終了後の状況について、産学連携ものづくり事業化サポート補助金事業状況報告書（様式第 9 号）による報告を求めることができる。

(補助対象事業の経理等)

第 16 条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明

らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日が属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに認定を受けた補助対象事業については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

経費	補助対象経費
原材料費	事業に直接使用する主要原材料又は副資材の購入に要する経費
機械装置費	事業に必要な機械装置を購入又はリースする場合に要する経費
外注加工費	原材料等の再加工、設計等を外注する場合に要する経費
市場調査費	新製品・新サービスについて市場規模やニーズの調査を委託する場合に要する経費

別表第2（第5条関係）

補助対象事業 の内容	産学連携により開発した新製品の生産や新サービスの提供に必要な設備機器等を導入して行う事業化及び販路開拓
補助の限度額	300万円
補助率	3分の2以内
補助期間	交付決定日から同日が属する年度の末日まで